

寄居町と株式会社ハーズとの地域見守りに関する連携協定書

寄居町（以下「甲」という。）と株式会社ハーズ（以下「乙」という。）は、次のとおり、地域見守りに関する連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が以下に示す連携事項への対応を通じて、町民被害等を未然に防止し、地域の福祉の向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 乙は、寄居町内において業務を遂行する中で、次の各号に掲げる状況を確認した際は、乙の業務に支障のない範囲で乙の安全を確保した上で、現場の情報（乙の守秘義務に係るものを除く。以下同じ。）を、甲が別途定める連絡先への通報等を行うものとする。なお、緊急を要する場合については、乙はこれによらず消防・警察等の関係機関に直接通報するものとする。

(1) 孤独死またはその恐れ等を発見した場合

(2) 町内の道路及び道路付属物の異状を発見した場合

(3) 消費者被害や特殊詐欺被害等の恐れがある場合

2 前項の取組みに係る経費は乙の負担とする。

3 甲は、町民に対して協定の趣旨を周知し、乙の取組みが円滑に実施できるよう支援する。

4 甲及び乙は、本協定事項を効果的なものとするため、取組みには真摯に対応するものとする。

（秘密保持）

第3条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示若しくは提供又は本協定の目的の範囲を超えて利用してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令等に定めがある場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日の翌日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の2か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わない場合は、当該期間満了する日の翌日から起算して1年間、本協定を更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有するものとする。

令和8年8月17日

甲 埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180番地1

寄居町

寄居町長

岸 亮 明

乙 埼玉県深谷市荒川850番地1

株式会社ハーズ

代表取締役

米 山 伸 二